

令和5年12月22日

学 校 長 様
単位PTA(敬称)会長様
会 員 の 皆 様

京都府PTA協議会
会 長 丹羽 寛美
(公印省略)

「書き損じはがきの回収」ご協力のお願い

会員の皆様には、日頃から子どもたちの健やかな成長のためにPTA活動に積極的に取り組んでいただいていることに心から敬意を表します。

さて、今日子ども達を取り巻く環境は、大きく変化するとともに、いじめ、不登校、児童虐待、犯罪の低年齢化、メディア上の有害情報、ネット被害など憂慮すべき事象が多発し、社会問題化しています。

このような中、生きる力を培い、社会の変化に主体的に対応できる力を身につけた、心豊かでたくましい子どもを育むために、家庭の果たすべき役割や責任等について再認識することが求められています。その上で、家庭、学校、地域社会の連携をさらに深め、PTAがその三者の要となって協働し、努力を続けていくことがより一層重要となっています。

こうした状況のもと、子ども達の健全育成を目指し会員自らの生涯学習としてのPTA活動(あいさつ・見守り運動、三行詩募集、家庭教育研修会等の取組)をさらに推進・充実するために、活動の支えとなる財政を確保することが必要となります。

つきましては、その活動の一環として、本年度も「書き損じはがきの回収」に下記のとおり取り組み、その収益をPTA活動に運用していきたいと考えています。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

- 1 回収について PTA会員 → 単位PTA → 郡市連PTA
→ 京都府PTA協議会
- 2 集約について 郡市連PTA集約 令和6年1月31日(水)〆切り
- 3 そ の 他 「書き損じはがき」の回収のみとします。
※未使用で不要なはがき等も含みます。

※注「書き損じはがき」…一度郵便局を通過したはがきは、書き損じはがきとして取り扱えません。
年賀はがきは特に注意してください。

書き損じ はがき 回収の取組

京都府PTA協議会
健康安全委員会

京都府PTA協議会では、書き損じはがきの回収を行い、その収益を有効に活用し、家庭や学校、地域社会と一体となって子ども達のための様々な活動を行っています。
趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



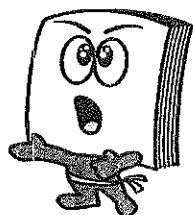
回収可能な「はがき」

※官製はがきで、郵便局を通過していないものです。
(宛先不明などで戻ってきたものは回収できません。)
※料金改訂前の旧料金の官製はがきもOKです。

○個人情報の保護については厳守いたします。

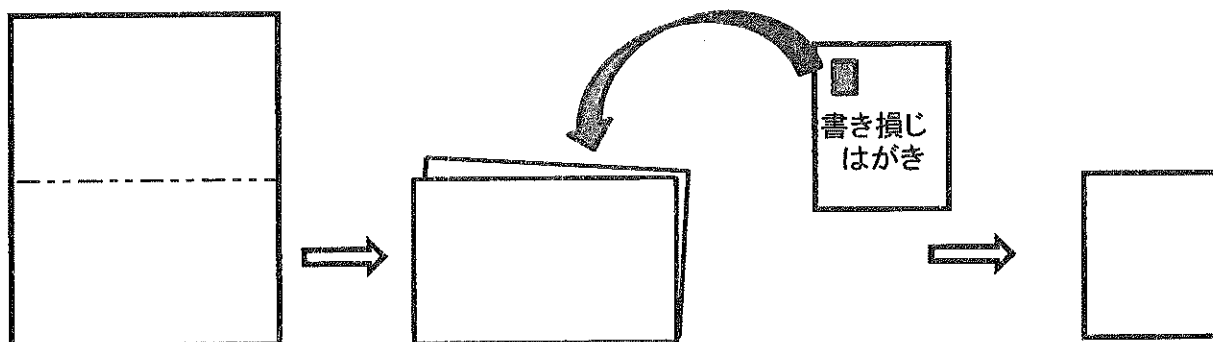
○印字や写真が気になる場合は、各自で塗りつぶす等していただいて結構です。

提出締切 令和6年1月31日



書き損じ はがき 返信用封筒（裏面）

裏面の用紙で封筒を作成し、はがきを中にいれてご提出ください。



のりかテープでとめてください

—やまおり—

書き損じはがき回収封筒

(郵便局を通っていないものに限ります)

宛名や文面を間違えてしまったはがき
印刷ミスをしてしまったはがき
不要になった未使用のはがき等
(昔の年賀状や広告付きはがき、往復はがき、
旧料金のはがき等も OK です)

※この封筒を利用せずにご提出頂いても結構です

—やまおり—

京都府 P T A 協議会

ご協力ありがとうございます

のりかテープでとめてください

のりかテープでとめてください